

地方分権改革推進部会における議論

○地方分権改革の進捗状況等について

地方分権改革については、第3次一括法が公布され、また地方制度調査会答申において指定都市への事務・権限の移譲の基本となる考え方が示されるなど、取組は一步前進しているものと評価している。

今後も、答申で示された事務について迅速な法改正などを進めるとともに、事務・権限の移譲に伴い新たに生じる財政負担に対する税財源の移譲を迅速かつ確実に進めるべきであることを確認した。

なお、今後も国から地方への事務・権限の移譲等について、指定都市等の地方の意見を十分反映させながら検討を進め、更なる地方分権改革の推進を強く求めていくことを確認した。

○県費負担教職員の給与負担等の移譲について

県費負担教職員の給与等の移譲については、現在、移譲に伴う財政負担の総額について、各指定都市から各道府県に照会を行っているところであり、その結果等を踏まえ、9月末頃までに指定都市市長会としての考え方を整理しつつ、関係省庁及び関係道府県との協議を進める必要があることを確認した。

また、税財源の配分にあたっては、現在道府県で負担している経費を対象に、税源移譲と地方交付税（臨時財政対策債を除く。）を組み合わせる措置するとともに、事務移譲に伴う臨時的経費についても所要の財政措置を求めていくことを確認した。併せて、税源移譲にあたっての具体的な税目・税率については、早急に検討することを確認した。

以上の議論をまとめ、更なる地方分権改革を確実に進めるため、別紙のとおりアピール（案）を取りまとめた。